

光市子ども・子育て審議会について

1 審議会設置の背景など

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子どもや子育ての方向性が定められた。(平成27年4月から子ども・子育て支援新制度開始)

法の趣旨を受け、平成27年度から、子どもの健やかな成長や子育て支援への取り組みなどを定める「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、光市子ども・子育て審議会は、有識者、子育て当事者や関係機関等が、子ども・子育て支援事業計画の策定等のプロセスにおいて意見を述べ、積極的に参画・関与できる仕組みとして設置された。

2 所掌事項

- (1) 光市子ども・子育て支援事業計画の策定、評価、見直し
- (2) 教育・保育施設（幼稚園、保育園など）の利用定員の設定について
- (3) 小規模な保育施設など（地域型保育事業者）の認可、利用定員の設定について
- (4) 次世代育成支援行動計画に関することについて
- (5) その他子ども・子育て支援の推進に関して必要な事項について

3 委員

- (1) 人数 20人以内・・・16人委嘱
- (2) 任期 2年間（今回：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

4 会議

- (1) 会議は、会長が招集（第1回は市長）
- (2) 会議の議長は、会長（会長欠席の場合は、副会長）
- (3) 委員の過半数が出席しなければ開くことできない
- (4) 議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 例規

- (1) 光市子ども・子育て審議会条例（平成25年光市条例第19号）
計画書P82
- (2) 光市子ども・子育て審議会条例施行規則（平成25年光市規則第8号）
計画書P84

第2期光市子ども・子育て支援事業計画について

I 計画の位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画
- ・ 「光市総合計画」を上位計画とし、「おっぱい都市宣言」及び「おっぱい都市基本構想」の理念に基づいた光市の子育て施策を総合的に定めた計画

II 計画期間

- ・ 5年（令和2年4月～令和7年3月）
（子ども・子育て支援法第61条第1項に「5年を1期」と規定）

III 計画に定める事項

（子ども・子育て支援法第61条第2項に規定）

- 1 子どものための教育・保育給付 …………… 【計画書P.68～69】
支給認定区分ごとの見込みと利用定員
- 2 地域子ども子育て支援事業 …………… 【計画書P.70～75】
 - (1)利用者支援事業
 - (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
 - (3)妊婦健康診査
 - (4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
 - (5)養育支援訪問、その他要保護児童等の支援に資する事業
 - (6)子育て短期支援事業
 - (7)ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)
 - (8)一時預かり事業
 - (9)延長保育
 - (10)病児・病後児保育
 - (11)放課後児童クラブ(サンホーム)
 - (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - (13)多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
- 3 教育・保育の一体的提供及び体制の確保 …………… 【計画書P76】